

接続約款変更届出書



令和6年12月18日

総務大臣 殿

郵便番号 163-8003

住所 とうきょうとしんじゅくにしんじゅくにちようめ ばん ごう 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号

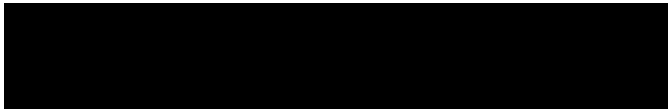
氏名 けいでいーでいーあいかにぶしかいしや K D D I 株式会社

代表取締役社長 CEO たかはし まこと 高橋 誠

登録年月日 平成16年4月1日

及び登録番号 第3号

連絡先



電気通信事業法第34条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款を変更するので届け出ます。

実施期日	令和6年12月25日
------	------------

接続約款変更届出書



令和6年12月18日

総務大臣 殿

郵便番号 900-8540

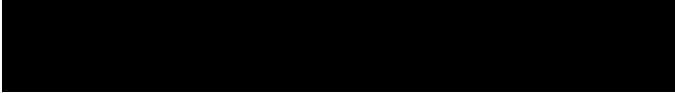
住所 おきなわけん な は し まつやまいつちようめ ばん ごう
沖縄県那覇市松山一丁目2番1号

氏名 おきなわ でん わかぶしきかいしゃ
沖縄セルラー電話株式会社

代表取締役社長 みやくら やすあき
宮倉 康彰

登録年月日 平成16年4月1日

及び登録番号 第71号

連絡先 

電気通信事業法第34条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款を変更するので届け出ます。

実施期日	令和6年12月25日
------	------------

電気通信事業法第 34 条第 2 項に基づく第 2 種指定電気通信設備との接続に係る接続約款の新旧対照

新	旧																																								
第 1 章 総則 (約款の適用) 第 1 条 当社若しくは当社及び特定 BWA 事業者は、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」といいます。）第 34 条第 2 項の規定に基づき、当社の第 2 種指定電気通信設備若しくは当社の第 2 種指定電気通信設備及び特定 BWA 事業者の第 2 種指定電気通信設備と当社以外の電気通信事業者（以下「他事業者」といいます。）の電気通信設備との相互接続（以下「接続」といいます。）に関し、当社若しくは当社及び特定 BWA 事業者が取得すべき金額（以下「接続料」といいます。）及び接続の条件についてこの接続約款（料金表及び技術的条件集を含みます。以下「約款」といいます。）を定め、これにより他事業者との間で、当社の第 2 種指定電気通信設備若しくは当社の第 2 種指定電気通信設備及び特定 BWA 事業者の第 2 種指定電気通信設備との接続に関する協定（以下「協定」といいます。）を締結し、当社の第 2 種指定電気通信設備との接続を行います。 2 前項の規定のほか、当社の指定電気通信設備若しくは当社及び特定 BWA 事業者は、当社若しくは当社の指定電気通信設備及び特定 BWA 事業者の指定電気通信設備との接続を円滑に行うための条件をこの約款に定めます。 3 前 2 項の規定にかかわらず、当社若しくは当社及び特定 BWA 事業者は、非指定電気通信設備について、接続料及び接続の条件をこの約款に定める場合があります。 第 2 条（略） (用語の定義) 第 3 条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使します。 <table> <tr> <th>用 語</th><th>用 語 の 意 味</th></tr> <tr> <td>1～4（略）</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>5 契約者回線</td><td>当社の a u 通信サービス契約約款、<u>UQ mobile 通信サービス契約約款</u>、<u>povo 通信サービス契約約款</u>、SORACOM Air for セルラー LPWA 通信サービス契約約款等に定める契約に基づいて無線基地局設備と契約者が指定する移動無線装置との間に設定される電気通信回線</td></tr> <tr> <td>6～7（略）</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td><u>8 Starlink 衛星</u></td><td><u>Starlink サービス運営会社が運営する通信衛星</u></td></tr> <tr> <td><u>9</u> 相互接続通信</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td><u>10</u> 他社相互接続通信</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td><u>11</u> 接続対象地域</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td><u>12</u> 事務取扱所</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td><u>13</u> 登録電気通信事業者</td><td>(略)</td></tr> </table>	用 語	用 語 の 意 味	1～4（略）	(略)	5 契約者回線	当社の a u 通信サービス契約約款、 <u>UQ mobile 通信サービス契約約款</u> 、 <u>povo 通信サービス契約約款</u> 、SORACOM Air for セルラー LPWA 通信サービス契約約款等に定める契約に基づいて無線基地局設備と契約者が指定する移動無線装置との間に設定される電気通信回線	6～7（略）	(略)	<u>8 Starlink 衛星</u>	<u>Starlink サービス運営会社が運営する通信衛星</u>	<u>9</u> 相互接続通信	(略)	<u>10</u> 他社相互接続通信	(略)	<u>11</u> 接続対象地域	(略)	<u>12</u> 事務取扱所	(略)	<u>13</u> 登録電気通信事業者	(略)	第 1 章 総則 (約款の適用) 第 1 条 当社若しくは当社及び特定 BWA 事業者は、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」といいます。）第 34 条第 2 項の規定に基づき、当社の第 2 種指定電気通信設備若しくは当社の第 2 種指定電気通信設備及び特定 BWA 事業者の第 2 種指定電気通信設備と当社以外の電気通信事業者（以下「他事業者」といいます。）の電気通信設備との相互接続（以下「接続」といいます。）に関し、当社若しくは当社及び特定 BWA 事業者が取得すべき金額（以下「接続料」といいます。）及び接続の条件についてこの接続約款（料金表及び技術的条件集を含みます。以下「約款」といいます。）を定め、これにより他事業者との間で、当社の第 2 種指定電気通信設備若しくは当社の第 2 種指定電気通信設備及び特定 BWA 事業者の第 2 種指定電気通信設備との接続に関する協定（以下「協定」といいます。）を締結し、当社の第 2 種指定電気通信設備との接続を行います。 2 前項の規定のほか、当社の指定電気通信設備若しくは当社及び特定 BWA 事業者は、当社若しくは当社の指定電気通信設備及び特定 BWA 事業者の指定電気通信設備との接続を円滑に行うための条件をこの約款に定めます。 3 前 2 項の規定にかかわらず、当社若しくは当社及び特定 BWA 事業者は、非指定電気通信設備について、接続料及び接続の条件をこの約款に定める場合があります。 第 2 条（略） (用語の定義) 第 3 条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使します。 <table> <tr> <th>用 語</th><th>用 語 の 意 味</th></tr> <tr> <td>1～4（略）</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>5 契約者回線</td><td>当社の a u 通信サービス契約約款、SORACOM Air for セルラー LPWA 通信サービス契約約款等に定める契約に基づいて無線基地局設備と契約者が指定する移動無線装置との間に設定される電気通信回線</td></tr> <tr> <td>6～7（略）</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td><u>(新設)</u></td><td><u>(新設)</u></td></tr> <tr> <td><u>8</u> 相互接続通信</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td><u>9</u> 他社相互接続通信</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td><u>10</u> 接続対象地域</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td><u>11</u> 事務取扱所</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td><u>12</u> 登録電気通信事業者</td><td>(略)</td></tr> </table>	用 語	用 語 の 意 味	1～4（略）	(略)	5 契約者回線	当社の a u 通信サービス契約約款、SORACOM Air for セルラー LPWA 通信サービス契約約款等に定める契約に基づいて無線基地局設備と契約者が指定する移動無線装置との間に設定される電気通信回線	6～7（略）	(略)	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>8</u> 相互接続通信	(略)	<u>9</u> 他社相互接続通信	(略)	<u>10</u> 接続対象地域	(略)	<u>11</u> 事務取扱所	(略)	<u>12</u> 登録電気通信事業者	(略)
用 語	用 語 の 意 味																																								
1～4（略）	(略)																																								
5 契約者回線	当社の a u 通信サービス契約約款、 <u>UQ mobile 通信サービス契約約款</u> 、 <u>povo 通信サービス契約約款</u> 、SORACOM Air for セルラー LPWA 通信サービス契約約款等に定める契約に基づいて無線基地局設備と契約者が指定する移動無線装置との間に設定される電気通信回線																																								
6～7（略）	(略)																																								
<u>8 Starlink 衛星</u>	<u>Starlink サービス運営会社が運営する通信衛星</u>																																								
<u>9</u> 相互接続通信	(略)																																								
<u>10</u> 他社相互接続通信	(略)																																								
<u>11</u> 接続対象地域	(略)																																								
<u>12</u> 事務取扱所	(略)																																								
<u>13</u> 登録電気通信事業者	(略)																																								
用 語	用 語 の 意 味																																								
1～4（略）	(略)																																								
5 契約者回線	当社の a u 通信サービス契約約款、SORACOM Air for セルラー LPWA 通信サービス契約約款等に定める契約に基づいて無線基地局設備と契約者が指定する移動無線装置との間に設定される電気通信回線																																								
6～7（略）	(略)																																								
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>																																								
<u>8</u> 相互接続通信	(略)																																								
<u>9</u> 他社相互接続通信	(略)																																								
<u>10</u> 接続対象地域	(略)																																								
<u>11</u> 事務取扱所	(略)																																								
<u>12</u> 登録電気通信事業者	(略)																																								

新			旧		
<u>14</u>	届出電気通信事業者	(略)	<u>13</u>	届出電気通信事業者	(略)
<u>15</u>	電気通信事業者	(略)	<u>14</u>	電気通信事業者	(略)
<u>16</u>	中継事業者	(略)	<u>15</u>	中継事業者	(略)
<u>17</u>	携帯電話事業者	(略)	<u>16</u>	携帯電話事業者	(略)
<u>18</u>	仮想携帯電話事業者	(略)	<u>17</u>	仮想携帯電話事業者	(略)
<u>19</u>	端末系事業者	(略)	<u>18</u>	端末系事業者	(略)
<u>20</u>	PHS事業者	(略)	<u>19</u>	PHS事業者	(略)
<u>21</u>	国際系事業者	(略)	<u>20</u>	国際系事業者	(略)
<u>22</u>	IP電話事業者	(略)	<u>21</u>	IP電話事業者	(略)
<u>23</u>	直収パケット接続事業者	(略)	<u>22</u>	直収パケット接続事業者	(略)
<u>24</u>	個別契約事業者	(略)	<u>23</u>	個別契約事業者	(略)
<u>25</u>	協定事業者	(略)	<u>24</u>	協定事業者	(略)
<u>26</u>	特定事業者	(略)	<u>25</u>	特定事業者	(略)
<u>27</u>	特定BWA事業者	(略)	<u>26</u>	特定BWA事業者	(略)
<u>28</u>	<u>Starlinkサービス運営会社</u>	<u>Starlink Japan合同会社</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	
<u>29</u>	接続申込者	(略)	<u>27</u>	接続申込者	(略)
<u>30</u>	<u>特定携帯電話</u> サービス	当社又は特定事業者のa u通信サービス契約約款、 <u>U Q mobile通信サービス契約約款</u> 、 <u>povo通信サービス契約約款</u> に基づいて提供する電気通信サービス（次欄に定める衛星直接通信サービスは除く。）	<u>28</u>	<u>a u通信</u> サービス	当社又は特定事業者のa u通信サービス契約約款に基づいて提供する電気通信サービス
<u>31</u>	<u>衛星直接通信サービス</u>	無線設備規則第49条の23の7又は同規則第49条の23の8に規定する条件に基づく <u>Starlink衛星と契約者が指定する移動無線装置間の通信による電気通信サービス</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	
<u>32</u>	セルラーLPWAサービス	(略)	<u>29</u>	セルラーLPWAサービス	(略)
<u>33</u>	リモートアクセスサービス	(略)	<u>30</u>	リモートアクセスサービス	(略)
<u>34</u>	MVNOサービス	(略)	<u>31</u>	MVNOサービス	(略)
<u>35</u>	MVNOサービス契約	(略)	<u>32</u>	MVNOサービス契約	(略)
<u>36</u>	特定接続サービス	(略)	<u>33</u>	特定接続サービス	(略)
<u>37</u>	OOXY自動接続サービス	(略)	<u>34</u>	OOXY自動接続サービス	(略)
<u>38</u>	契約約款	(略)	<u>35</u>	契約約款	(略)
<u>39</u>	契約約款等	(略)	<u>36</u>	契約約款等	(略)
<u>40</u>	LPWA契約約款	(略)	<u>37</u>	LPWA契約約款	(略)
<u>41</u>	契約者	(略)	<u>38</u>	契約者	(略)

新			旧		
<u>42</u>	特定接続契約者	(略)	<u>39</u>	特定接続契約者	(略)
<u>43</u>	L P W A 特定接続契約者	(略)	<u>40</u>	L P W A 特定接続契約者	(略)
<u>44</u>	O O X Y 自動接続契約者	(略)	<u>41</u>	O O X Y 自動接続契約者	(略)
<u>45</u>	利用者	(略)	<u>42</u>	利用者	(略)
<u>46</u>	利用者料金	(略)	<u>43</u>	利用者料金	(略)
<u>47</u>	役務区間合算料金	(略)	<u>44</u>	役務区間合算料金	(略)
<u>48</u>	役務区間単位料金	(略)	<u>45</u>	役務区間単位料金	(略)
<u>49</u>	交換設備	(略)	<u>46</u>	交換設備	(略)
<u>50</u>	中継交換機	特定携帯電話サービス又はセルラーL P W A サービスの中継交換を行う当社の交換設備であって、当社が指定するもの	<u>47</u>	中継交換機	a u 通信サービス又はセルラーL P W A サービスの中継交換を行う当社の交換設備であって、当社が指定するもの
<u>51</u>	直収パケット交換機	特定携帯電話サービス又はセルラーL P W A サービスにおいて、パケット通信を行うための交換設備であって、当社が指定するもの	<u>48</u>	直収パケット交換機	a u 通信サービス又はセルラーL P W A サービスにおいて、パケット通信を行うための交換設備であって、当社が指定するもの
<u>52</u>	帯域制御装置	(略)	<u>49</u>	帯域制御装置	(略)
<u>53</u>	サービス制御装置	(略)	<u>50</u>	サービス制御装置	(略)
<u>54</u>	伝送路設備	(略)	<u>51</u>	伝送路設備	(略)
<u>55</u>	回線終端装置	(略)	<u>52</u>	回線終端装置	(略)
<u>56</u>	文字メッセージ通信用設備	(略)	<u>53</u>	文字メッセージ通信用設備	(略)
<u>57</u>	文字メッセージ通信用信号変換装置	(略)	<u>54</u>	文字メッセージ通信用信号変換装置	(略)
<u>58</u>	文字メッセージ通信	特定携帯電話サービス又は衛星直接通信サービスにおいて、S M S 機能を利用する通信	<u>55</u>	文字メッセージ通信	a u 通信サービスにおいて、C メール機能を利用する通信
<u>59</u>	特定電子メール	(略)	<u>56</u>	特定電子メール	(略)
<u>60</u>	通信用建物	(略)	<u>57</u>	通信用建物	(略)
<u>61</u>	番号ポータビリティ	(略)	<u>58</u>	番号ポータビリティ	(略)
<u>62</u>	携帯電話・P H S 番号ポータビリティ	(略)	<u>59</u>	携帯電話・P H S 番号ポータビリティ	(略)
<u>63</u>	消費税相当額	(略)	<u>60</u>	消費税相当額	(略)
<u>64</u>	a u I C カード	(略)	<u>61</u>	a u I C カード	(略)
<u>65</u>	e S I M サービス	(略)	<u>62</u>	e S I M サービス	(略)
<u>66</u>	業務支援システム	(略)	<u>63</u>	業務支援システム	(略)
<u>67</u>	業務支援端末	(略)	<u>64</u>	業務支援端末	(略)

新	旧
第3章 協定の締結手続き等 第2節 相互接続点を標準的な接続箇所以外の箇所に設置する場合の取扱い (相互接続点を標準的な接続箇所以外の箇所に設置する場合の取扱い) 第15条 (略) 2・3 (略) 4 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、接続申込者から特定事業者が提供する特定携帯電話サービス又はセルラーLPWAサービスに係る第2種指定電気通信設備と接続申込者の電気通信設備との接続点を当社との相互接続点とする申込みがあった場合は、特定事業者若しくは特定事業者及び特定BWA事業者の承諾を得て、その接続点を相互接続点(以下「特定相互接続点」といいます。)として取り扱います。この場合において、特定相互接続点の設置場所その他特定事業者の第2種指定電気通信設備に関する接続の条件については、特定事業者若しくは特定事業者及び特定BWA事業者が定めるところによります。 第5章 協定の締結・解除等 (特定事業者・特定BWA事業者との協定の締結) 第43条 接続申込者は、当社若しくは当社及び特定BWA事業者と協定を締結するときは、その協定の締結と同時に、特定事業者若しくは特定事業者及び特定BWA事業者が提供する特定携帯電話サービス又はセルラーLPWAサービスに係る第2種指定電気通信設備との接続に関する協定(以下「特定協定」といいます。)を締結することを要します。 第8章 重要通信の取扱方法 (相互接続通信の制限) 第58条 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、通信が著しく輻輳し、通信の全部を接続することができなくなったときは、特定携帯電話サービス契約約款又はLPWA契約約款中通信利用の制限に係る規定に準じ相互接続通信を制限することがあります。 2 前項の規定による場合のほか、当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、特定携帯電話サービス契約約款又はLPWA契約約款中通信時間等の制限に係る規定に準じ、通信が著しく輻輳するときは、相互接続通信の通信時間又は特定の地域の当社若しくは当社及び特定BWA事業者の契約者回線等への通信を制限することがあります。 3～5 (略) (相互接続通信の切断) 第58条の2 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、特定携帯電話サービス契約約款又はLPWA契約約款中通信の切断に係る規定に準じ相互接続通信を切断することがあります。 第3節の2 ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の支払義務 (ユニバーサルサービス料の支払義務) 第68条の2 協定事業者は、第65条の2(定額制の網使用料の支払義務)第1項の規定に基づき別表1(接続により提供する機能)に規定する直収パケット接続回線管理機能、0	第3章 協定の締結手続き等 第2節 相互接続点を標準的な接続箇所以外の箇所に設置する場合の取扱い (相互接続点を標準的な接続箇所以外の箇所に設置する場合の取扱い) 第15条 (略) 2・3 (略) 4 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、接続申込者から特定事業者が提供するa u 通信サービス又はセルラーLPWAサービスに係る第2種指定電気通信設備と接続申込者の電気通信設備との接続点を当社との相互接続点とする申込みがあった場合は、特定事業者若しくは特定事業者及び特定BWA事業者の承諾を得て、その接続点を相互接続点(以下「特定相互接続点」といいます。)として取り扱います。この場合において、特定相互接続点の設置場所その他特定事業者の第2種指定電気通信設備に関する接続の条件については、特定事業者若しくは特定事業者及び特定BWA事業者が定めるところによります。 第5章 協定の締結・解除等 (特定事業者・特定BWA事業者との協定の締結) 第43条 接続申込者は、当社若しくは当社及び特定BWA事業者と協定を締結するときは、その協定の締結と同時に、特定事業者若しくは特定事業者及び特定BWA事業者が提供するa u 通信サービス又はセルラーLPWAサービスに係る第2種指定電気通信設備との接続に関する協定(以下「特定協定」といいます。)を締結することを要します。 第8章 重要通信の取扱方法 (相互接続通信の制限) 第58条 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、通信が著しく輻輳し、通信の全部を接続することができなくなったときは、a u 通信サービス契約約款又はLPWA契約約款中通信利用の制限に係る規定に準じ相互接続通信を制限することがあります。 2 前項の規定による場合のほか、当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、a u 通信サービス契約約款又はLPWA契約約款中通信時間等の制限に係る規定に準じ、通信が著しく輻輳するときは、相互接続通信の通信時間又は特定の地域の当社若しくは当社及び特定BWA事業者の契約者回線等への通信を制限することがあります。 3～5 (略) (相互接続通信の切断) 第58条の2 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、a u 通信サービス契約約款又はLPWA契約約款中通信の切断に係る規定に準じ相互接続通信を切断することがあります。 第3節の2 ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の支払義務 (ユニバーサルサービス料の支払義務) 第68条の2 協定事業者は、第65条の2(定額制の網使用料の支払義務)第1項の規定に基づき別表1(接続により提供する機能)に規定する直収パケット接続回線管理機能、0

新	旧
〇×Ｙ自動接続回線管理機能又は直収パケット接続サービス制御装置連携機能の支払いを要する場合には、当社若しくは当社及び特定ＢＷＡ事業者に対してユニバーサルサービス料の支払いを要します。ただし、特定携帯電話サービス契約約款又はＬＰＷＡ契約約款に規定するユニバーサルサービス料の適用除外に該当するときは、その支払いを要しません。 なお、直収パケット接続サービス制御装置連携機能を利用する場合であって、協定事業者（ＭＶＮＯサービスを提供する者に限ります。）自らが電気通信番号を取得する場合については、この限りではありません。 ２ 前項の場合において、協定事業者が支払いを要するユニバーサルサービス料の料金額は、特定携帯電話サービス契約約款又はＬＰＷＡ契約約款に規定するユニバーサルサービス料に相当する額とします。 ３（略） （電話リレーサービス料の支払義務） 第 68 条の 2 の 2 協定事業者は、第 65 条の 2（定額制の網使用料の支払義務）第 1 項の規定に基づき別表 1（接続により提供する機能）に規定する直収パケット接続回線管理機能、〇〇×Ｙ自動接続回線管理機能又は直収パケット接続サービス制御装置連携機能の支払いを要する場合には、当社若しくは当社及び特定ＢＷＡ事業者に対して電話リレーサービス料の支払いを要します。ただし、特定携帯電話サービス契約約款又はＬＰＷＡ契約約款に規定する電話リレーサービス料の適用除外に該当するときは、その支払いを要しません。 なお、直収パケット接続サービス制御装置連携機能を利用する場合であって、協定事業者（ＭＶＮＯサービスを提供する者に限ります。）自らが電気通信番号を取得する場合については、この限りではありません。 ２ 前項の場合において、協定事業者が支払いを要する電話リレーサービス料の料金額は、特定携帯電話サービス契約約款又はＬＰＷＡ契約約款に規定する電話リレーサービス料に相当する額とします。 ３（略）	〇×Ｙ自動接続回線管理機能又は直収パケット接続サービス制御装置連携機能の支払いを要する場合には、当社若しくは当社及び特定ＢＷＡ事業者に対してユニバーサルサービス料の支払いを要します。ただし、a u 通信サービス契約約款又はＬＰＷＡ契約約款に規定するユニバーサルサービス料の適用除外に該当するときは、その支払いを要しません。 なお、直収パケット接続サービス制御装置連携機能を利用する場合であって、協定事業者（ＭＶＮＯサービスを提供する者に限ります。）自らが電気通信番号を取得する場合については、この限りではありません。 ２ 前項の場合において、協定事業者が支払いを要するユニバーサルサービス料の料金額は、a u 通信サービス契約約款又はＬＰＷＡ契約約款に規定するユニバーサルサービス料に相当する額とします。 ３（略） （電話リレーサービス料の支払義務） 第 68 条の 2 の 2 協定事業者は、第 65 条の 2（定額制の網使用料の支払義務）第 1 項の規定に基づき別表 1（接続により提供する機能）に規定する直収パケット接続回線管理機能、〇〇×Ｙ自動接続回線管理機能又は直収パケット接続サービス制御装置連携機能の支払いを要する場合には、当社若しくは当社及び特定ＢＷＡ事業者に対して電話リレーサービス料の支払いを要します。ただし、a u 通信サービス契約約款又はＬＰＷＡ契約約款に規定する電話リレーサービス料の適用除外に該当するときは、その支払いを要しません。 なお、直収パケット接続サービス制御装置連携機能を利用する場合であって、協定事業者（ＭＶＮＯサービスを提供する者に限ります。）自らが電気通信番号を取得する場合については、この限りではありません。 ２ 前項の場合において、協定事業者が支払いを要する電話リレーサービス料の料金額は、a u 通信サービス契約約款又はＬＰＷＡ契約約款に規定する電話リレーサービス料に相当する額とします。 ３（略）
第 12 章 損害賠償 （責任の制限） 第 84 条（略） ２ 前項の規定にかかわらず、当社若しくは当社及び特定ＢＷＡ事業者は、利用者料金が役務区間合算料金である場合において、当社若しくは当社及び特定ＢＷＡ事業者の責めに帰すべき事由（当社若しくは当社及び特定ＢＷＡ事業者が特定携帯電話サービス又はセルラーＬＰＷＡサービスを提供すべき場合に、その提供をしなかったときに限ります。）により協定事業者の契約約款等で定めるところに従いその契約者に損害賠償を行ったときは、その契約者に係る特定携帯電話サービス又はセルラーＬＰＷＡサービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）にあることを当社若しくは当社及び特定ＢＷＡ事業者が認知した時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続した場合	第 12 章 損害賠償 （責任の制限） 第 84 条（略） ２ 前項の規定にかかわらず、当社若しくは当社及び特定ＢＷＡ事業者は、利用者料金が役務区間合算料金である場合において、当社若しくは当社及び特定ＢＷＡ事業者の責めに帰すべき事由（当社若しくは当社及び特定ＢＷＡ事業者がa u 通信サービス又はセルラーＬＰＷＡサービスを提供すべき場合に、その提供をしなかったときに限ります。）により協定事業者の契約約款等で定めるところに従いその契約者に損害賠償を行ったときは、その契約者に係るa u 通信サービス又はセルラーＬＰＷＡサービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）にあることを当社若しくは当社及び特定ＢＷＡ事業者が認知した時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続した場合（当社若しく

新	旧
合（当社若しくは当社及び特定BWA事業者の故意又は重大な過失によりその提供をしなかった場合を除きます。）に限り、その費用の負担について協議するものとします。 3（略） 第15章 雑則 （個別契約事業者に対する契約者情報の提供） 第96条 当社は、協定事業者（国際系事業者に限ります。以下この条において同じとします。）から、お客様情報照会書により特定携帯電話サービス及びセルラーLPWAサービスの契約者に関する情報（協定事業者の業務の遂行上必要な情報と当社が判断したものに限り、その提供を求められたときは、次の場合に限り、その提供を求められた契約者情報（その契約者の住所等が変更されているときは、変更後の契約者の住所等とします。）を提供します。この場合において、当社は、契約者情報の提供対象となる契約者（以下この条において「対象契約者」といいます。）の氏名及び電話番号等の不一致等により回答できないときは、その旨を協定事業者へ通知します。 （1）対象契約者がその協定事業者の契約者であること。 （2）対象契約者の氏名及び電話番号等が、当社の契約者の氏名及び電話番号等と一致すること。 （3）その協定事業者が、その契約者情報の提供を当社から受け取ることに付いて、対象契約者の同意を書面により得ていること。 （4）協定事業者は、提供された契約者情報の取扱いにあたって、「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（平成16年総務省告示第695号）」等の法令（以下「個人情報保護ガイドライン等」といいます。）を遵守すること。 （5）その他契約者情報の提供にあたって、当社の業務の遂行上支障がないこと。 2 当社は、協定事業者から前項に規定する契約者情報の提供を求められた場合であって、当社の契約約款等に定める特定携帯電話サービス利用権の譲渡、一時休止又は契約解除があったときは、その異動事由及び異動年月日（一時休止の場合は、契約者情報の提供を求められた時において当社が把握しているその契約者の住所を含みます。）の情報を提供します。 3～5（略） （接続協議等に関する情報等の提供） 第96条の2 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、接続協議に関する情報、特定携帯電話サービス及びセルラーLPWAサービスのサービスエリアに関する情報及び別表1に掲げるLTE直収パケット接続機能（携帯電話・BWA電波連携分）、LTE直収パケット接続機能（LPWA、携帯電話・BWA電波連携分）、又は5G（NSA方式）直収パケット接続機能（携帯電話・BWA電波連携分）に係る網改造料の目安の額を接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにします。サービスエリアについては、現状との相違が含まれることがあります。 2～4（略）	は当社及び特定BWA事業者の故意又は重大な過失によりその提供をしなかった場合を除きます。）に限り、その費用の負担について協議するものとします。 3（略） 第15章 雑則 （個別契約事業者に対する契約者情報の提供） 第96条 当社は、協定事業者（国際系事業者に限ります。以下この条において同じとします。）から、お客様情報照会書によりa u通信サービス及びセルラーLPWAサービスの契約者に関する情報（協定事業者の業務の遂行上必要な情報と当社が判断したものに限り、その提供を求められたときは、次の場合に限り、その提供を求められた契約者情報（その契約者の住所等が変更されているときは、変更後の契約者の住所等とします。）を提供します。この場合において、当社は、契約者情報の提供対象となる契約者（以下この条において「対象契約者」といいます。）の氏名及び電話番号等の不一致等により回答できないときは、その旨を協定事業者へ通知します。 （1）対象契約者がその協定事業者の契約者であること。 （2）対象契約者の氏名及び電話番号等が、当社の契約者の氏名及び電話番号等と一致すること。 （3）その協定事業者が、その契約者情報の提供を当社から受け取ることに付いて、対象契約者の同意を書面により得ていること。 （4）協定事業者は、提供された契約者情報の取扱いにあたって、「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（平成16年総務省告示第695号）」等の法令（以下「個人情報保護ガイドライン等」といいます。）を遵守すること。 （5）その他契約者情報の提供にあたって、当社の業務の遂行上支障がないこと。 2 当社は、協定事業者から前項に規定する契約者情報の提供を求められた場合であって、当社の契約約款等に定めるa uサービス利用権の譲渡、一時休止又は契約解除があったときは、その異動事由及び異動年月日（一時休止の場合は、契約者情報の提供を求められた時において当社が把握しているその契約者の住所を含みます。）の情報を提供します。 3～5（略） （接続協議等に関する情報等の提供） 第96条の2 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、接続協議に関する情報、a u通信サービス及びセルラーLPWAサービスのサービスエリアに関する情報及び別表1に掲げるLTE直収パケット接続機能（携帯電話・BWA電波連携分）、LTE直収パケット接続機能（LPWA、携帯電話・BWA電波連携分）、又は5G（NSA方式）直収パケット接続機能（携帯電話・BWA電波連携分）に係る網改造料の目安の額を接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにします。サービスエリアについては、現状との相違が含まれることがあります。 2～4（略） 料金表

新	旧																																										
料金表 通則（略） 第1表 接続料金 第1 網使用料 1 適用（略） 2 料金額 2－1～2－5（略） 2－6 文字メッセージ通信接続機能（ <u>携帯電話</u> ） <table><tr><th>区 分</th><th>単 位</th><th>料 金 額</th></tr><tr><td>文字メッセージ通信接続機能 <u>（携帯電話）</u></td><td>1 通信ごとに</td><td>0.51938円</td></tr></table> <u>2－6の2 文字メッセージ通信接続機能（衛星直接通信）</u> <table><tr><th><u>区 分</u></th><th><u>単 位</u></th><th><u>料 金 額</u></th></tr><tr><td><u>文字メッセージ通信接続機能</u> <u>（衛星直接通信）</u></td><td><u>1 通信ごとに</u></td><td><u>0.51938円</u></td></tr></table> 2－7～2－9（略） 第1の2～第2（略） 第2表～第4表（略） 別表1 接続により提供する機能 1－1 基本接続機能 <table><tr><th>機能の区分</th><th>機能の内容</th><th>備考</th></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>オプション機能接続機能</td><td><u>特定携帯電話</u>サービス契約約款又はLPWA 契約約款により提供するオプション機能等であって、接続にあたり当社が当然利用できるものとしている機能</td><td>この機能の接続可否については、技術的条件集に規定します。</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table>	区 分	単 位	料 金 額	文字メッセージ通信接続機能 <u>（携帯電話）</u>	1 通信ごとに	0.51938円	<u>区 分</u>	<u>単 位</u>	<u>料 金 額</u>	<u>文字メッセージ通信接続機能</u> <u>（衛星直接通信）</u>	<u>1 通信ごとに</u>	<u>0.51938円</u>	機能の区分	機能の内容	備考	（略）	（略）	（略）	オプション機能接続機能	<u>特定携帯電話</u> サービス契約約款又はLPWA 契約約款により提供するオプション機能等であって、接続にあたり当社が当然利用できるものとしている機能	この機能の接続可否については、技術的条件集に規定します。	（略）	（略）	（略）	料金表 通則（略） 第1表 接続料金 第1 網使用料 1 適用（略） 2 料金額 2－1～2－5（略） 2－6 文字メッセージ通信接続機能 <table><tr><th>区 分</th><th>単 位</th><th>料 金 額</th></tr><tr><td>文字メッセージ通信接続機能</td><td>1 通信ごとに</td><td>0.51938円</td></tr></table> <u>（新設）</u> 2－7～2－9（略） 第1の2～第2（略） 第2表～第4表（略） 別表1 接続により提供する機能 1－1 基本接続機能 <table><tr><th>機能の区分</th><th>機能の内容</th><th>備考</th></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>オプション機能接続機能</td><td><u>a u 通信</u>サービス契約約款又はLPWA 契約約款により提供するオプション機能等であって、接続にあたり当社が当然利用できるものとしている機能</td><td>この機能の接続可否については、技術的条件集に規定します。</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table>	区 分	単 位	料 金 額	文字メッセージ通信接続機能	1 通信ごとに	0.51938円	機能の区分	機能の内容	備考	（略）	（略）	（略）	オプション機能接続機能	<u>a u 通信</u> サービス契約約款又はLPWA 契約約款により提供するオプション機能等であって、接続にあたり当社が当然利用できるものとしている機能	この機能の接続可否については、技術的条件集に規定します。	（略）	（略）	（略）
区 分	単 位	料 金 額																																									
文字メッセージ通信接続機能 <u>（携帯電話）</u>	1 通信ごとに	0.51938円																																									
<u>区 分</u>	<u>単 位</u>	<u>料 金 額</u>																																									
<u>文字メッセージ通信接続機能</u> <u>（衛星直接通信）</u>	<u>1 通信ごとに</u>	<u>0.51938円</u>																																									
機能の区分	機能の内容	備考																																									
（略）	（略）	（略）																																									
オプション機能接続機能	<u>特定携帯電話</u> サービス契約約款又はLPWA 契約約款により提供するオプション機能等であって、接続にあたり当社が当然利用できるものとしている機能	この機能の接続可否については、技術的条件集に規定します。																																									
（略）	（略）	（略）																																									
区 分	単 位	料 金 額																																									
文字メッセージ通信接続機能	1 通信ごとに	0.51938円																																									
機能の区分	機能の内容	備考																																									
（略）	（略）	（略）																																									
オプション機能接続機能	<u>a u 通信</u> サービス契約約款又はLPWA 契約約款により提供するオプション機能等であって、接続にあたり当社が当然利用できるものとしている機能	この機能の接続可否については、技術的条件集に規定します。																																									
（略）	（略）	（略）																																									

新	旧
<u>附則（令和6年12月18日 K相接S 0049 及びOCT技第24-136号）</u> <u>（実施時期）</u> <u>1 この改正規定は、令和6年12月25日から実施します。</u> <u>2 この改正規定実施前に、文字メッセージ通信接続機能の名称を引用して締結している協定は、当該協定を変更するまでの間、文字メッセージ通信接続機能を文字メッセージ接続機能（携帯電話）及び文字メッセージ接続機能（衛星直接通信）と読み替えるものとします。</u>	